

利用料金表

ケアハウス みなみ苑

令和1年 10月 1日～

毎月の利用料（事務費、生活費）は前年中の収入により次の表から決定されます。
（毎年、愛知県の基準により見直しがされています。）

階層	対象収入による階層区分	月 額 納 付 額		
		事務費	生活費	合 計 ①
1	1,500,000円以下	10,000	44,500 11月～3月は 冬期加算が月々 1,960円 加算されます。	54,500
2	1,500,001～1,600,000円	13,000		57,500
3	1,600,001～1,700,000	16,000		60,500
4	1,700,001～1,800,000	19,000		63,500
5	1,800,001～1,900,000	22,000		66,500
6	1,900,001～2,000,000	25,000		69,500
7	2,000,001～2,100,000	30,000		74,500
8	2,100,001～2,200,000	35,000		79,500
9	2,200,001～2,300,000	40,000		84,500
10	2,300,001～2,400,000	45,000		89,500
11	2,400,001～2,500,000	50,000		94,500
12	2,500,001～2,600,000	57,000		101,500
13	2,600,001～2,700,000	64,000		108,500
14	2,700,001～2,800,000	71,000		115,500
15	2,800,001～2,900,000	78,000		122,500
16	2,900,001～3,000,000	85,000		129,500
17	3,000,001～3,100,000	89,300		133,800
18	3,100,001～	〃		〃

注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額をいいます。

注2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の対象収入を合算し、合算額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入として、その額が150万円以下に該当する場合のそれぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とします。この場合100円未満は、切捨てとします。

※例	・事務費徴収額	10,000円×0.7×2人=14,000円
	・生活費	44,500円×2人=89,000円
	・合 計	2人 103,000円

注3) 毎月の利用料（事務費、生活費）の他に光熱水費を翌月請求いたします。
・電気料金は、使用量（メーター指数）により算定します。
基本料金780円 従量料金1Kwにつき16.08円
・水道料金は、基本料金(1,362円)を請求させていただきます。

注4) 利用料の納付
利用料は毎月10日に請求します。（納付期限は毎月26日）